

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成20年8月12日

【四半期会計期間】 第115期第1四半期(自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)

【会社名】 シャープ株式会社

【英訳名】 Sharp Corporation

【代表者の役職氏名】 取締役社長 片山 幹 雄

【本店の所在の場所】 大阪市阿倍野区長池町22番22号

【電話番号】 (06)6621 1221(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役兼執行役員 経理本部長 大西 徹 夫

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区市谷八幡町8番地
(シャープ株式会社 東京市ヶ谷ビル)

【電話番号】 (03)3260 1161(代表)

【事務連絡者氏名】 経理本部IR室副参事 松本 泰 法

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜1丁目8番16号)

株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄3丁目8番20号)

証券会員制法人福岡証券取引所
(福岡市中央区天神2丁目14番2号)

証券会員制法人札幌証券取引所
(札幌市中央区南1条西5丁目14番地の1)

シャープ株式会社東京支社
(千葉県美浜区中瀬1丁目9番地の2)

(注) 東京支社は、金融商品取引法の規定による縦覧に供すべき場所ではありませんが、投資者の便宜のために備えるものであります。

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第115期 第1四半期連結累計(会計)期間	第114期
会計期間		自平成20年4月1日 至平成20年6月30日	自平成19年4月1日 至平成20年3月31日
売上高	(百万円)	747,875	3,417,736
経常利益	(百万円)	29,323	168,399
四半期(当期)純利益	(百万円)	24,890	101,922
純資産額	(百万円)	1,266,850	1,241,868
総資産額	(百万円)	3,005,305	3,073,207
1株当たり純資産額	(円)	1,141.75	1,119.09
1株当たり四半期(当期)純利益	(円)	22.62	93.17
潜在株式調整後 1株当たり四半期(当期)純利益	(円)	21.11	86.91
自己資本比率	(%)	41.8	40.1
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	10,192	323,764
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	53,248	394,962
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	42,740	84,094
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(百万円)	319,680	339,266
従業員数	(人)	54,351	53,708

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していない。

2 売上高には、消費税等は含まれていない。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はない。また、各事業に係る主要な関係会社の異動は概ね以下の通りである。

(エレクトロニクス機器)

主要な異動はない。

(電子部品等)

家電製品等の信用販売、リース、不動産賃貸及び保険代理業を行っているシャープファイナンス㈱は、平成20年4月1日に当社が保有する同社株式の一部を芙蓉総合リース㈱に譲渡したことに伴い、連結子会社から持分法適用関連会社となった。

3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、以下の会社が新たに提出会社の重要な関係会社となった。

名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の内容	議決権の 所有割合	営業上の取引	設備の賃貸借	貸付金	役員の 兼任等
(持分法適用関連会社) ㈱ルネサスエスピードライバ	東京都小平市	百万円 5,000	電子部品の設計、開発及び販売	(%) 25.0	当社製品の製造用部品の設計、開発及び販売			有

また、当第1四半期連結会計期間において、以下の会社が連結子会社から持分法適用関連会社となった。

名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の内容	議決権の 所有割合	営業上の取引	設備の賃貸借	貸付金	役員の 兼任等
(持分法適用関連会社) シャープファイナンス㈱	大阪市阿倍野区	百万円 3,000	家電製品等の信用販売、リース、不動産賃貸及び保険代理業	(%) 35.0	当社製品等の信用販売及びリース並びに当社所有不動産の転貸他	当社より不動産を賃借し、当社の子会社に不動産を賃貸(転貸を含む)している。		

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成20年6月30日現在

従業員数(人)	54,351
---------	--------

(注) 従業員数は就業人員数である。

(2) 提出会社の状況

平成20年6月30日現在

従業員数(人)	23,308
---------	--------

(注) 従業員数は就業人員数である。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第1四半期連結会計期間における生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりである。

事業の種類別セグメントの名称	金額(百万円)
エレクトロニクス機器	499,803
電子部品等	271,831
合計	771,634

(注) 1 金額は、販売価格によっており、セグメント間の取引については相殺消去している。

2 上記の金額には、外注製品仕入高等を含んでいる。

(2) 受注状況

当社グループは原則として見込生産を行っている。

(3) 販売実績

当第1四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりである。

事業の種類別セグメントの名称	金額(百万円)
エレクトロニクス機器	484,197
電子部品等	263,678
合計	747,875

(注) セグメント間の取引については相殺消去している。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、新たに締結した経営上の重要な契約等は次のとおりである。

(その他の契約)

相手先	国名 又は 地域	契約内容
芙蓉総合リース㈱	日本	平成20年4月、シャープファイナンス㈱の株式の一部譲渡及び取得に関する株式譲渡契約を締結した。

(注) 上記は当社との契約である。

3 【財政状態及び経営成績の分析】

(1) 業績の状況

当第1四半期連結会計期間におけるわが国経済は、世界的な原油・資材価格の一段の高騰やサブプライムローン問題などを背景とした米国の景気後退懸念により、企業収益の低下や個人消費の減少が見られ、景気回復が足踏み状態に入った。また海外では、新興諸国等の景気拡大が続いているものの、全体では景気減速の動きが広がった。

こうした中、当社グループ(当社、連結子会社及び持分法適用会社)では、フルハイビジョン液晶カラーテレビやブルーレイディスクレコーダーなど特長商品の拡充と、これらを支える独自デバイスの事業拡大に取り組んだ。

当第1四半期連結会計期間の業績は、売上高が747,875百万円となり、利益については、営業利益が36,426百万円、経常利益が29,323百万円、四半期純利益が24,890百万円となった。

事業の種類別セグメントの業績は、概ね次のとおりである。

エレクトロニクス機器

液晶カラーテレビが伸長し、冷蔵庫が堅調な伸びを示したものの、携帯電話やエアコンの売上が減少した。

この結果、売上高は485,073百万円、営業利益は13,049百万円となった。

電子部品等

CCD・CMOSイメージャなどの電子部品が販売減となったものの、テレビ用液晶パネルや海外向け太陽電池が伸長した。

この結果、売上高は442,997百万円、営業利益は23,939百万円となった。

所在地別セグメントの業績は、概ね次のとおりである。

日本

テレビ用液晶パネルや太陽電池が伸長したものの、携帯電話の売上が減少した。

この結果、売上高は660,744百万円となり、営業利益は32,927百万円となった。

米州

円高の影響を受けたものの、テレビ用やモバイル機器用の液晶パネルが伸長した。

この結果、売上高は114,815百万円となり、営業利益は1,723百万円となった。

欧州

携帯電話の売上が減少したものの、テレビ用液晶パネルや太陽電池が伸長した。

この結果、売上高は119,519百万円となり、営業利益は633百万円となった。

中国

モバイル機器用の液晶パネルが好調に推移し、液晶カラーテレビが伸長した。

この結果、売上高は147,096百万円となり、営業利益は2,055百万円となった。

その他

太陽電池が伸張したものの、米州及び欧州への生産移転に伴いテレビ用液晶パネルの売上が減少した。

この結果、売上高は79,216百万円となり、営業利益は920百万円となった。

当第1四半期連結会計期間末の財政状態について、資産合計は、液晶関連の設備投資の増加等があった一方で、シャープファイナンス(株)が連結対象から除外されたことなどの影響により、前連結会計年度末に

比べ67,902百万円減少し、3,005,305百万円となった。負債合計は、コマーシャル・ペーパーの増加等があった一方で、シャープファイナンス㈱が連結対象から除外されたことなどの影響により、前連結会計年度末に比べ92,884百万円減少し、1,738,455百万円となった。純資産合計は、利益剰余金の増加などにより、前連結会計年度末に比べ24,982百万円増加し、1,266,850百万円となった。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、営業活動や投資活動による支出が財務活動による収入を上回ったことにより、前連結会計年度末に比べ19,586百万円(5.8%)減少し、当第1四半期連結会計期間末には319,680百万円となった。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期連結会計期間において営業活動による資金の支出は、10,192百万円となった。これは、税金等調整前四半期純利益が38,305百万円となったものの、たな卸資産が68,820百万円増加したことなどによるものである。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期連結会計期間において投資活動による資金の支出は、53,248百万円となった。これは、主に、設備投資に伴う現金支出によるものである。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期連結会計期間において財務活動による資金の収入は、42,740百万円となった。これは、長期借入金の返済による支出が20,214百万円となり、配当金の支払額が13,965百万円となったものの、コマーシャル・ペーパーが88,614百万円増加したことなどによるものである。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更はない。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第127条各号に掲げる事項)は次のとおりである。

・ 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社取締役会は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、当社グループの買収を企図した当社株式の大量買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではない。また、当社株式の大量買付行為を受け入れるか否かは、最終的には当社株主の判断に委ねられるべきものであると考えている。

しかし、大量買付行為の中には、その目的等からみて企業価値・株主共同の利益に明白な侵害をもたらすもの、大量買付行為に応じることを株主に強要するおそれのあるもの、大量買付行為の内容や大量買付者について十分な情報を提供しないもの、対象会社の取締役会が大量買付行為を検討した上で代替案を提供するための時間的余裕を提供しないものや、顧客、取引先、従業員等のステークホルダーの利益を損なうことにより、結果的に企業価値を損なうといった、不適切なものもあり得る。

特に当社グループのように製造業を営む企業にとっては、先端技術や製造技術を自社内で開発し、活用することが企業価値・株主共同の利益の確保・向上に必要不可欠となるが、研究開発の成果を事業化するまでには、数年から数十年という長い期間を必要とする場合もある。従って、中長期的な視点に基づいた経営への取り組みこそが当社グループの企業価値を最大化する上で必須となる。

そこで、当社取締役会は、上記のような不適切な大量買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては適切でないと考えており、仮に不適切な大量買付行為が行われる場合には、それに対して相当の対抗措置を発動することも必要と考えている。

・ 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取り組み

当社は、基本方針の実現に資する特別な取り組みとして、下記 . で記載するもののほか、以下の取り組みを行っている。

1. 中長期的な経営戦略に基づく取り組み

当社グループは、「誠意と創意」の経営信条の下、常に時代を先取りする独自商品の開発を通じて、企業価値の向上に努めると共に、社会への貢献を果たしてきた。

今後も当社グループは、先進のエレクトロニクス技術を駆使した独自デバイスと特長商品を創出することが、「価値あるオンリーワン企業」として、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることにつながると考えている。

こうした考えのもと、当社グループは、創業100周年に当たる2012年に向けたビジョンとして、「世界No.1の液晶ディスプレイで真のユビキタス社会を実現する」こと及び「省エネ・創エネ機器を核とした環境・健康事業で世界に貢献する」ことを定めた。

このビジョンに基づき、液晶ディスプレイ搭載商品群とネットワークサービスとの融合により、新たなライフスタイルを提案し、真のユビキタス社会の実現に貢献すると共に、高い環境性能を持つ液晶ディスプレイの開発強化やクリーンエネルギーの太陽電池の事業拡大、プラズマクラスターイオン技術などを活かした健康機器の普及を通じ、世界の人々に健やかな暮らしを提供していく。

当社グループあげて、これらビジョンの実現に向け、より積極的な事業活動を展開し、さらなる企業価値の向上に努めていく。

2. 利益還元についての取り組み

当社は、株主への利益還元を経営上の最重要課題の一つと考え、安定配当の維持を基本としながら、連結業績と財務状況並びに今後の事業展開等を総合的に勘案し、増配などの株主還元を実施しており、今後とも連結での配当性向30%を目処に積極的な利益還元に努めていく。

- ・基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

1. 当社株式の大量買付行為に関する対応プランの必要性

当社グループの事業範囲は、A V・通信機器、健康・環境機器、情報機器、液晶、太陽電池、その他電子デバイスと広範囲に及んでいる上、当社グループの企業価値の源泉である研究開発の成果や製造技術等のノウハウは、その多くが企業秘密となっている。従って、社外の大量買付者からの提案を受けた株主が、時間的制約が課された中で、そのような研究開発の成果やノウハウの事業化の可能性、デバイスと商品間の技術シナジーなどを適切に評価して当社グループの企業価値を正確に把握し、大量買付行為の妥当性を適正に判断することは容易ではないと思われる。

そこで当社取締役会の事前の賛同を得ない特定株主グループ(注)の議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株式の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株式の買付行為(以下では、かかる買付行為を「大量買付行為」といい、そのような大量買付行為を行う者を「大量買付者」という。)が行われる場合には、一定の合理的なルールに従って進められることが、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的に合致すると考える。

従って、以下に定める大量買付行為に関するルール(以下、「大量買付ルール」という。)を設定し、大量買付者には大量買付ルールの遵守を求める。また、当社取締役会は、適宜適切な情報開示を行いつつ、社外の有識者と社外監査役で構成される特別委員会(1 特別委員会の概要参照)の助言・勧告を踏まえ、以下の事項を含む相当な対応を行うことをもって、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みとする。(. に記載した当社株式の大量買付行為に関する対応プランを以下、「本プラン」という。)

(注) 特定株主グループとは、当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいう。)の保有者(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含む。)及びその共同保有者(金融商品取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。)、又は当社の株券等(金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいう。)の買付け等(金融商品取引法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含む。)を行う者及びその特別関係者(金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいう。)を意味する。

2. 本プランの内容

[1] 大量買付ルールの設定

大量買付ルールとは、事前に大量買付者から当社取締役会に対して必要かつ十分な情報が提供され、当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に大量買付行為を開始するというものであり、具体的には以下のとおりである。

大量買付者に対して具体的な大量買付行為の内容に関する情報や大量買付者に関する必要かつ十分な情報(以下、「大量買付情報」という。)を提供していただく。大量買付情報の内容は、大量買付行為の内容によって異なるため、大量買付者が、大量買付行為を行おうとする場合に、まず当社宛に、大量買付ルールを遵守する旨並びに大量買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び大量買付行為の概要を明記した書面(以下、「大量買付ルール遵守表明書」という。)を提出していただく。当社取締役会は、大量買付ルール遵守表明書を受領した場合は、適時適切な方法により、その旨を開示する。

当社は、大量買付ルール遵守表明書の受領後5営業日以内に、大量買付者から当初提供していただくべき大量買付情報(下記に例示しているが、これに限定されるものではない。)のリストを当該大量買付者に交付し、速やかに当該リスト記載の情報を当社に提供していただくこととする。なお、当初提供していただいた情報だけでは不十分であると考えられる場合には、必要かつ十分な情報が揃うまで当該大量買付者に対して追加の情報提供を求める。当社取締役会は、大量買付者による大量買付情報の提供が完了したと判断した場合は、適時適切な方法により、その旨を開示する。

- (a) 大量買付者及びそのグループの概要(具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、過去の買収及び大量買付行為の履歴、当社の事業と同種の事業についての経験等を含む。)
- (b) 買付目的、方法及び内容(買付対価の種類・算定根拠、買付資金の裏付け、買付時期、取引の仕組み等を含む。)
- (c) 大量買付者に対する資金提供者の概要(具体的名称、資本構成等を含む。)
- (d) 大量買付完了後に意図する当社グループの経営方針及び事業ごとの詳細な中長期計画、資本政策、財務政策、配当政策
- (e) 当社グループの企業価値・株主共同の利益を持続的に向上させるための特許、ブランド等の活用施策及びその根拠
- (f) 大量買付完了後に予定する当社グループのステークホルダー(顧客、取引先、従業員、地域社会等)の処遇の変更の有無及びその内容

大量買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された大量買付情報は、当社株主の判断のために必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、その全部又は一部を開示する。

次に当社取締役会は、具体的な大量買付行為の内容に関する情報の受領完了後、対価を円貨のみとする場合は60日間、対価を円貨以外とする場合は90日間を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間(以下、「取締役会評価期間」という。)として与えられるものとする。従って、大量買付行為は、取締役会評価期間の満了後のみ開始されるものとする。

[2] 大量買付行為の検討と判断のプロセス

当社取締役会は、上記取締役会評価期間中に、弁護士、ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士等の外部専門家の助言を受けつつ、提供された大量買付行為の内容に関する情報を十分に評価・検討し、取締役会としての意見を慎重に取りまとめ、適時の情報開示に留意しながら、必要と判断される場合には、大量買付行為の内容を改善するよう大量買付者と交渉する。

大量買付者が大量買付ルールを遵守している場合であっても、以下に掲げるような場合には、当社取締役会は、大量買付行為が当社グループの企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものと判断する。

当社グループの経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を当社又は当社関係者に引き取らせる目的であると判断される場合。

当社グループの経営を一時的に支配して当社グループの事業経営上必要不可欠な知的財産権、ノウハウ、企業秘密、主要取引先や顧客等を大量買付者やそのグループ会社に譲渡させる等、いわゆる焦土化目的があると判断される場合。

当社グループの経営を支配した後に、当社グループの資産を大量買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的があると判断される場合。

当社グループの経営を一時的に支配して当社グループの資産を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、あるいは一時的な高配当による株価上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けを目的としていると判断される場合。

その他上記に準じる場合で、当社グループの企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものと判断される場合。

なお、当社取締役会による大量買付行為の検討・対抗措置の発動にあたっては、外部の有識者と社外監査役全員から構成される特別委員会(特別委員会規則の概要及び特別委員会委員は 1 特別委員会の概要のとおりである。)が、大量買付行為の是非及び対抗措置の発動の可否を慎重に審査し、当社取締役会に勧告する。当社取締役会は、この勧告を最大限尊重し、下記〔3〕に定める対抗措置の取り扱いを最終決定する。また、対抗措置の発動後、大量買付者から必要かつ十分な情報の提供があり、当社グループの企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資すると特別委員会が勧告し、当社取締役会が判断した場合は、対抗措置を取り止める。

〔3〕本プランにおける対抗措置の取り扱い

大量買付者が大量買付ルールを遵守し、大量買付行為が当社グループの企業価値・株主共同の利益を損なうものではないと判断された場合

当社取締役会は、対抗措置を発動しないものとする。

大量買付者が大量買付ルールを遵守しない場合

大量買付者が大量買付ルールを遵守せず、買付行為を開始した場合、又は大量買付ルールを逸脱した場合は、当社取締役会は、当社グループの企業価値・株主共同の利益を確保するため、株式分割、新株予約権の無償割当て等、その時点の法令及び当社定款が取締役会の権限として認める対抗措置を発動する。具体的な対抗措置及びその条件については、その時点で相当と認められるものを選択する。

具体的な対抗措置として無償割当てにより新株予約権を発行する場合の概要は 2 新株予約権の概要に記載のとおりとする。なお、新株予約権を発行する場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件及び取得条項を設けることがある。このほか、発行時の状況により、 2 新株予約権の概要に定める条件と異なる条件を定める場合がある。

大量買付者が大量買付ルールを遵守するも、大量買付行為が当社グループの企業価値・株主共同の利益を損なうと判断された場合

当社取締役会は、当社グループの企業価値・株主共同の利益を損なうような大量買付行為が開始された場合、当社グループの企業価値・株主共同の利益を確保するため、株式分割、新株予約権の無償割当て等、その時点の法令及び当社定款が取締役会の権限として認める対抗措置を発動する。具体的な対抗措置及びその条件については、その時点で相当と認められるものを選択する。

具体的な対抗措置として無償割当てにより新株予約権を発行する場合の概要は 2 新株予約権の概要に記載のとおりとする。なお、新株予約権を発行する場合の取扱いについては、と同様とする。このほか、発行時の状況により、 2 新株予約権の概要に定める条件と異なる条件を定める場合がある。

3. 株主及び投資家に与える影響等

〔1〕本プランの導入時において株主及び投資家に与える影響

本プランの導入時においては、株式分割及び新株予約権の無償割当て自体は行われないので、株主及び投資家の権利・利益に直接、具体的な影響が生じることはない。

〔2〕対抗措置発動時に株主、投資家に与える影響等

大量買付者に対して対抗措置を発動する場合は、状況に応じて株主、投資家に適時・適切な情報開示を行うと共に、大量買付者以外の株主、投資家に不利益を与えないよう十分に配慮する。

ただし、上記2.〔2〕末尾に記載のとおり、対抗措置の発動を決定した後においても、状況により発動を取り止めることがある。具体的な対抗措置として無償割当てにより新株予約権を発行することとした場合において、この発動を取り止めた場合又は割当ての後にすべての新株予約権を当社が取得した場合は、一株当たりの株式の価値の希釈化が生じないので、当社株式の希釈化が生じることを前提として売買を行った株主及び投資家は、株価の変動により不測の損害を被る可能性がある。

[3] 対抗措置発動に伴って株主に必要となる手続

当社が株式分割や新株予約権の無償割当てを行う場合、別途公告する基準日までに名義書換を完了していただく必要がある。なお、新株予約権の無償割当てを行うことになった際には、新株予約権の割当て方法、行使の方法などの詳細を法令に基づき別途お知らせする。

4. 本プランの採用決定に至る経緯

本プランは、平成20年4月25日の当社取締役会において、平成20年6月24日開催の当社第114期定時株主総会における承認を条件として、採用することを決定し、当該定時株主総会における承認を得て導入した。

5. 本プランの有効期間等

本プランの有効期間は、平成20年6月24日開催の当社第114期定時株主総会終結時から平成21年6月30日までに開催される第115期定時株主総会終結の時までとする。但し、第115期定時株主総会において本プランの継続が承認された場合、かかる有効期間は次期の定時株主総会終結の時まで延長されるものとする。

本プランの有効期間の満了前であっても、取締役会の決議によって本プランを廃止することができる。また、有効期間中に本プランの基本的考え方に反しない範囲内で、買収防衛策に関する法改正や証券取引所規則の改正等を踏まえ、必要に応じて本プランを見直すことがある。当社は、本プランが延長、廃止又は変更された場合には速やかに開示する。

上記の取り組みが基本方針に沿うものであること、当社グループの企業価値・株主共同の利益を損なうものではないこと及び当社従業員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由

当社取締役会は、上記の取り組みは、前記に記載の基本方針に沿うものであり、以下の理由から、当社グループの企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社従業員の地位の維持を目的とするものではないと判断している。

1. 本プランが基本方針に沿うものであること

本プランは、大量買付ルールの内容、大量買付行為が行われた場合の対応方針、特別委員会の設置、株主及び投資家に与える影響等を規定するものである。

本プランは、大量買付者が大量買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供すること、及び当社取締役会の評価期間が経過した後のみ当該大量買付行為を開始することを求め、これを遵守しない大量買付者に対して当社取締役会が対抗措置を講じることがあることを明記している。

また、大量買付ルールが遵守されている場合であっても、当社グループの企業価値・株主共同の利益を損なうような不適切な大量買付行為が行われることを防止し、仮に不適切な大量買付行為が行われる場合には、それに対して相当の対抗措置を発動することを明記している。

このように本プランは、基本方針の考えに沿って設計されたものであるといえる。

2. 本プランが当社グループの企業価値・株主共同の利益を損なうものではないこと

前記に記載のとおり、基本方針は、当社グループの企業価値・株主共同の利益を尊重することを前提としている。本プランは、基本方針の考え方並びに平成17年5月27日に経済産業省及び法務省から公表された「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」による3原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則)及び東京証券取引所の適時開示規則に定められた買収防衛策導入時の尊重義務(開示の十分性、透明性、流通市場への影響、株主の権利の尊重)に沿って設計され、当社株主が大量買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や当社取締役会の代替案の提示を受ける機会の提供をルール化している。これにより、当社株主及び投資家は適切な投資判断を行うことができるので、本プランが当社グループの企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、むしろその利益に資するものであると考える。

さらに、本プランの発効・延長が当社株主の承認を条件としており、当社株主が望めば本プランの延長も廃止も可能であることは、本プランが当社グループの企業価値・株主共同の利益を損なわないことを担保していると考えられる。

3. 本プランが当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

本プランは、当社株式の大量買付行為を受け入れるか否かは、最終的には当社株主の判断に委ねられるべきものであることを原則としつつ、不適切な大量買付行為が行われることを防止し、当社グループの企業価値・株主共同の利益を守るために大量買付ルールへの遵守の要請や対抗措置の発動を行うものである。本プランは、不適切な大量買付行為に対して、当社取締役会が対抗措置を発動する場合を事前かつ詳細に開示しており、当社取締役会による対抗措置の発動は本プランの規定に従って行われる。当社取締役会は単独で本プランの発効を行うことはできず、当社株主の承認を要する。

また、大量買付行為に関して当社取締役会が評価、検討、代替案の提示、大量買付者との交渉又は対抗措置の発動を行う際には、外部の専門家等からの助言を得ると共に、当社経営陣から独立した外部の有識者と社外監査役から構成される特別委員会の意見を最大限尊重するものとし、特別委員会は、当社取締役の利益を図ることを目的とした助言・勧告を行ってはならないこととしている。このように本プランには、当社取締役会による適正な運用を担保するための手続も盛り込まれている。

以上から、本プランが当社役員の地位の維持を目的とするものではないことは明らかであると考えている。

1 特別委員会の概要

[1] 特別委員会規則の概要

- ・ 特別委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- ・ 特別委員会の委員(以下、「委員」という。)は3名以上とし、外部の有識者及び当社の社外監査役で構成する。
- ・ 委員は取締役会が選任し、当社、当社取締役又は大量買付者と利害関係を有する者は委員となることができない。
- ・ 委員の任期は1年間とする。但し、期間終了の1か月前までに当社又は委員から相手方に別段の書面による通知をしない限り、更に1年間自動的に延長されるものとする。
- ・ 特別委員会は、取締役会の諮問を受けて、以下の各号に記載される事項について審査し、その結果を当社取締役会に助言又は勧告する。当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重して、対抗措置に関する決定を行うものとする。
なお、各委員及び当社各取締役は、こうした決定にあたっては、当社グループの企業価値及び株主共同の利益に資するか否かの観点からのみこれを行い、自己又は取締役その他の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
対抗措置の発動の可否
取締役会が予定する対抗措置の当否
対抗措置の中止の要否
前三号に準じる重要な事項
その他、取締役会が特別委員会に諮問した事項
- ・ 特別委員会は、必要があると判断したときは、当社の費用負担により、ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士その他の専門家の意見を求めることができる。
- ・ 特別委員会は、原則として、委員全員が出席して開催するものとする。但し、委員に事故あるときその他やむを得ない事由があるときは、委員総数の過半数の出席により開催することができる。
- ・ 特別委員会の決議は、委員総数の過半数に相当する委員の同意をもってこれを行う。

[2] 特別委員会委員

矢嶋 英敏 (やじま ひでとし)	株式会社島津製作所代表取締役会長
加護野 忠男 (かごの ただお)	神戸大学大学院経営学研究科教授
中門 弘 (ちゅうもん ひろし)	当社社外監査役
平山 信次 (ひらやま しんじ)	当社社外監査役
夏住 要一郎 (なつずみ よういちろう)	当社社外監査役

2 新株予約権の概要

[1] 新株予約権付与の対象となる株主及びその発行条件

当社取締役会で定め公告する基準日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に対し、その所有株式1株につき1個の割合で新株予約権を無償で割当てる。

[2] 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「対象株式数」という。)は1株とする。但し、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。また、当社の発行済株式総数の変更により、対象株式数の調整を行うことがある。

[3] 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は1円を下限として当社株式の1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で当社取締役会が定める額とする。

[4] 新株予約権の行使条件

議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者(但し、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除く。)でないこと等を行使の条件として定める。詳細については、当社取締役会において別途定める。

[5] 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。

[6] 当社による新株予約権の取得

当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、全ての新株予約権を無償で取得することができる。なお、上記[4]の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができる旨の条項を定めることがある。詳細については、当社取締役会において別途定める。

[7] 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間その他の必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結会計期間における当社グループ(当社及び連結子会社)全体の研究開発費は58,675百万円である。

また、平成20年4月1日付にて、国内の研究開発体制を見直し、基礎・応用研究開発及び先端ディスプレイの研究開発を担当する研究開発本部(基盤技術研究所、表示技術研究所など9研究所及びプラットフォーム開発センター)、生産技術を担当する生産技術開発推進本部(先端工法開発センターなど3開発センター、光モジュール技術研究所及びモノづくり革新センター)、さらには各事業本部に所属する目的別開発センター(要素技術開発センターなど10開発センター及び設計革新センター)、具体的な製品設計を担当する事業部技術部、全社横断的な技術・商品開発を推進するプロジェクトチームからなる体制としている。一方、海外については、現地の優秀な人材の活用とインフラやニーズに対応した開発を行う目的で、6カ所の研究開発拠点(英国、米国他)を設け、グローバルな開発体制の下、密接な連携・協力関係を保ち、先進技術の研究開発を効率的に進めている。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

国内子会社

当第1四半期連結会計期間において、シャープファイナンス㈱は、当社が保有する同社株式の一部を芙蓉総合リース㈱に譲渡したことに伴い、連結子会社から持分法適用関連会社となったため、以下の設備が主要な設備に該当しなくなった。

会社名 (所在地)	事業の種類別 セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (人)
			建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積千㎡)	その他	合計	
シャープファイナンス㈱ (大阪市阿倍野区)	電子部品等	その他設備	1,339	46	758 (16)	67,630	69,773	354

- (注) 1 帳簿価額及び従業員数は、前連結会計年度末のものである。
 2 帳簿価額には、建設仮勘定を含んでいない。
 3 「その他」の欄には、賃貸営業用資産を67,566百万円含んでいる。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当社グループ(当社及び連結子会社)は、多種多様な事業を国内外で行っており、設備の新設、除却等の計画は、事業の種類別セグメントごとの数値を開示する方法によっている。

前連結会計年度末において実施中又は計画中であった重要な設備の新設、拡充等のうち、当第1四半期連結会計期間において完了したものは次のとおりである。

(単位：百万円)

事業の種類別 セグメントの名称	金額	完了年月	主な目的
エレクトロニクス機器	9,933	平成20年6月	栃木工場、八尾工場、奈良工場等における製造及び研究開発諸設備の増強、合理化並びに拡充
電子部品等	49,267	平成20年6月	天理工場、福山工場、三重工場、亀山工場、大阪府堺市の液晶新工場等における製造及び研究開発諸設備の新設、増強、合理化並びに拡充
エレクトロニクス機器及び 電子部品等	2,174	平成20年6月	基盤技術研究所等における研究開発設備の拡充及び本社、東京支社等の管理・販売並びに流通部門における設備の拡充
合計	61,374		

(注) 賃貸営業用資産を含む。

当第1四半期連結会計期間に新たに確定した重要な設備の新設、拡充、除却、売却等の計画はない。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	2,500,000,000
計	2,500,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成20年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成20年8月12日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	1,110,699,887	1,110,699,887	東京(市場第一部)、 大阪(市場第一部)、 名古屋(市場第一部)、 福岡、札幌	完全議決権株式であり、権 利内容に何ら限定のない 当社における標準となる 株式
計	1,110,699,887	1,110,699,887	-	-

(注) 提出日現在の発行数には、平成20年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれていない。

(2) 【新株予約権等の状況】

当社は、会社法に基づき新株予約権付社債を平成18年10月17日に発行している。

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	199,997
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	0
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注)2
新株予約権の行使期間	平成18年11月1日～ 平成25年9月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 (注)3 資本組入額 (注)4
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部については、行使請求することができない。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権付社債は会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより本新株予約権または本社債の一方のみを譲渡することはできない。
代用払込みに関する事項	本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債の全部を出資するものとし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5
新株予約権付社債の残高(百万円)	203,746

(注) 1 行使請求に係る本社債の合計額を下記転換価額(ただし、転換価額が調整された場合は調整後の転換価額)で除して得られる数とする。この場合に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。なお、下記転換価額で算出される新株予約権の目的となる株式の数の最大整数は、第1四半期会計期間末現在79,018,964株である。

2 本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債の全部を出資するものとし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とする。

本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる当社普通株式1株当たりの価額(以下「転換価額」という。)は、第1四半期会計期間末現在金2,531円である。

なお、本新株予約権付社債の発行後、時価を下回る払込金額をもって当社の普通株式を交付する場合において当社の普通株式数に変更を生じる場合または変更を生ずる可能性がある場合には、次に定める算式をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

また、当社の普通株式の株式分割、当社の普通株式に対する普通株式の無償割当て、時価を下回る価額をもって当社の普通株式を交付する定めがある取得請求権付株式または時価を下回る価額をもって当社の普通株式の交付を受けることができる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の発行、当社の発行した取得条項付株式または取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに時価を下回る価額をもって当社の普通株式の交付をする場合等にも、転換価額を調整する。

3 本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、各社債権者が行使請求のために提出した本社債の発行価額の総額を、新株予約権の目的となる株式の数で除して得られる金額となる。

4 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第40条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。

- 5 当社は、当社が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、当社が完全子会社となる株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合（ただし、普通株式が当社の株主に交付される場合に限る。）には、本社債の繰上償還を行う場合を除き、当該組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対し、次の1)乃至5)に定める株式会社（以下「承継会社等」という。）の新株予約権（以下「承継新株予約権」という。）を交付するものとし、その条件は本(注)5に定める。この場合、当該組織再編成行為の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本社債に係る債務は承継会社等に承継され、本新株予約権の新株予約権者は承継新株予約権の新株予約権者となる。ただし、吸収分割または新設分割を行う場合は、承継会社等がその効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対して承継新株予約権を交付し、承継会社等が本社債に係る債務を承継する旨を吸収分割契約または新設分割計画において定めた場合に限る。
- 1) 合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社
 - 2) 吸収分割 当社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社
 - 3) 新設分割 新設分割により設立する株式会社
 - 4) 株式交換 株式交換完全親株式会社
 - 5) 株式移転 株式移転設立完全親株式会社
- 承継新株予約権の内容は次に定めるところによる。
- 1) 新株予約権の数
組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の数と同一の数とする。
 - 2) 承継新株予約権の目的である株式の種類
承継会社等の普通株式とする。
 - 3) 承継新株予約権の目的である株式の数の算定方法
行使請求に係る承継された社債の払込金額の合計額を次の4)に定める転換価額で除して得られる数とする。この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。
 - 4) 転換価額
転換価額は、組織再編成行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権者が得られるのと同等の経済的価値を、組織再編成行為の効力発生日の直後に承継新株予約権を行使したときに受領できるように定めるものとする。
 - 5) 承継新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額
承継新株予約権の行使に際しては、承継された社債の全部を出資するものとし、当該社債の価額は、本社債の払込金額と同額とする。
 - 6) 承継新株予約権を行使することができる期間
組織再編成行為の効力発生日（当社が、本新株予約権の行使を停止する期間（当該期間は1ヶ月を超えないものとする。）その他必要な事項をあらかじめ書面により社債管理者に通知し、かつ、当該期間の開始日の1ヶ月前までに必要な事項を公告することで、本新株予約権の行使を停止する場合には、当該組織再編成行為の効力発生日または当該停止期間の末日の翌銀行営業日のうちいずれか遅い日）から本新株予約権の行使請求期間の満了日までとする。
 - 7) その他の承継新株予約権の行使の条件
各承継新株予約権の一部については、行使請求することができない。
 - 8) 承継新株予約権の取得事由
取得事由は定めない。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項なし。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成20年6月30日	-	1,110,699	-	204,675	-	261,415

(5) 【大株主の状況】

大量保有報告書の写しの送付がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握していない。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、実質株主が把握できず、記載することができないため、直前の基準日(平成20年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしている。

【発行済株式】

平成20年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 10,174,000	-	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
	(相互保有株式) 普通株式 75,000	-	同上
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,095,674,000	1,095,674	同上
単元未満株式	普通株式 4,776,887	-	同上
発行済株式総数	1,110,699,887	-	-
総株主の議決権	-	1,095,674	-

- (注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が24,000株含まれている。
また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数が24個含まれている。
2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式が616株含まれている。

【自己株式等】

平成20年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計(株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数割合(%)
(自己保有株式) シャープ株式会社	大阪市阿倍野区長池町 22番22号	10,174,000	0	10,174,000	0.92
(相互保有株式) カンタツ株式会社	栃木県矢板市片岡 1150番地23	65,000	0	65,000	0.01
シャープタカヤ電子 工業株式会社	岡山県浅口郡里庄町 大字里見3121番地の1	10,000	0	10,000	0.00
計	-	10,249,000	0	10,249,000	0.92

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 4月	5月	6月
最高(円)	1,878	1,910	1,852
最低(円)	1,660	1,721	1,680

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部による。

3 【役員の状態】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はない。

第5 【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成している。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、あずさ監査法人による四半期レビューを受けている。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期 連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	359,180	388,785
受取手形及び売掛金	471,027	582,173
製品	224,563	198,579
原材料	103,403	98,142
仕掛品	189,647	148,351
その他	¹ 218,463	¹ 232,666
貸倒引当金	4,449	6,074
流動資産合計	1,561,834	1,642,622
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	693,609	658,504
機械装置及び運搬具	1,583,283	1,585,351
工具、器具及び備品	380,167	376,404
その他	253,527	323,055
減価償却累計額	1,802,953	1,837,526
有形固定資産合計	1,107,633	1,105,788
無形固定資産	² 90,388	² 94,131
投資その他の資産	⁴ 241,520	⁴ 226,549
固定資産合計	1,439,541	1,426,468
繰延資産	3,930	4,117
資産合計	3,005,305	3,073,207
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	632,756	721,638
短期借入金	89,324	147,789
コマーシャル・ペーパー	247,900	158,168
賞与引当金	17,389	32,933
その他の引当金	16,430	14,831
その他	³ 377,200	³ 356,012
流動負債合計	1,380,999	1,431,371
固定負債		
社債	54,943	54,918
新株予約権付社債	203,747	203,926
長期借入金	72,104	92,838
引当金	7,411	6,600
その他	19,251	41,686
固定負債合計	357,456	399,968
負債合計	1,738,455	1,831,339

(単位：百万円)

	当第1四半期 連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	204,676	204,676
資本剰余金	268,584	268,582
利益剰余金	830,970	816,387
自己株式	13,738	13,711
株主資本合計	1,290,492	1,275,934
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	5,406	1,662
繰延ヘッジ損益	5,655	145
為替換算調整勘定	33,739	46,155
評価・換算差額等合計	33,988	44,348
少数株主持分	10,346	10,282
純資産合計	1,266,850	1,241,868
負債純資産合計	3,005,305	3,073,207

(2)【四半期連結損益計算書】
 【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
売上高	747,875
売上原価	582,423
売上総利益	165,452
販売費及び一般管理費	129,026
営業利益	36,426
営業外収益	
受取利息	1,603
固定資産賃貸料	2,966
その他	4,316
営業外収益合計	8,885
営業外費用	
支払利息	1,741
コマーシャル・ペーパー利息	441
為替差損	5,093
その他	8,713
営業外費用合計	15,988
経常利益	29,323
特別利益	
固定資産売却益	162
関係会社株式売却益	18,521
特別利益合計	18,683
特別損失	
固定資産除売却損	2,062
たな卸資産評価損	7,639
特別損失合計	9,701
税金等調整前四半期純利益	38,305
法人税、住民税及び事業税	16,932
法人税等調整額	3,729
法人税等合計	13,203
少数株主利益	212
四半期純利益	24,890

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当第1四半期連結累計期間
(自平成20年4月1日
至平成20年6月30日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	38,305
減価償却費	69,227
受取利息及び受取配当金	2,855
支払利息及びコマーシャル・ペーパー利息	2,182
固定資産除売却損	2,062
関係会社株式売却損益（は益）	18,521
売上債権の増減額（は増加）	24,734
たな卸資産の増減額（は増加）	68,820
仕入債務の増減額（は減少）	35,088
その他	13,522
小計	2,296
利息及び配当金の受取額	3,369
利息の支払額	2,441
法人税等の支払額	8,824
営業活動によるキャッシュ・フロー	10,192
投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の預入による支出	39,502
定期預金の払戻による収入	49,520
連結の範囲の変更を伴う関係会社株式の売却による収入	28,278
有形固定資産の取得による支出	79,284
有形固定資産の売却による収入	69
貸付けによる支出	84,534
貸付金の回収による収入	84,452
その他	12,247
投資活動によるキャッシュ・フロー	53,248
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額（は減少）	8,973
コマーシャル・ペーパーの増減額（は減少）	88,614
長期借入れによる収入	135
長期借入金の返済による支出	20,214
社債の償還による支出	2,500
自己株式の取得による支出	32
配当金の支払額	13,965
その他	325
財務活動によるキャッシュ・フロー	42,740
現金及び現金同等物に係る換算差額	1,114
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	19,586
現金及び現金同等物の期首残高	339,266
現金及び現金同等物の四半期末残高	319,680

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
1 連結の範囲に関する事項の変更	連結子会社は52社である。 前連結会計年度まで連結子会社であったシャープファイナンス(株)は、当第1四半期連結会計期間において株式の一部を売却し関連会社となったため、連結の範囲から除外している。
2 持分法の適用に関する事項の変更	非連結子会社1社及び関連会社16社に対する投資について持分法を適用している。 前連結会計年度まで連結子会社であったシャープファイナンス(株)は、当第1四半期連結会計期間において株式の一部を売却し関連会社となったため、持分法適用会社に加えている。(株)ルネサスエスピードライブについては、当第1四半期連結会計期間において新たに設立したため、エリーパワー(株)は当第1四半期連結会計期間において同社株式を取得したため、それぞれ持分法適用会社に加えている。また、東京エレクトロニクスP.V(株)は重要性の観点から、当第1四半期連結会計期間より、持分法適用会社に加えている。
3 会計処理基準に関する事項の変更	<p>(1) たな卸資産の評価基準及び評価方法の変更 当第1四半期連結会計期間より、「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成18年7月5日企業会計基準第9号)を適用し、評価基準については原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定している。 この結果、従来の方法によった場合に比べて当第1四半期連結会計期間の営業利益は568百万円、経常利益は574百万円、税金等調整前四半期純利益は8,214百万円それぞれ減少している。 なお、原材料、仕掛品の評価方法については、損益に原材料価格の変動の影響等を適切に反映させ、より適正な期間損益計算を実現させるために、当第1四半期連結会計期間より従来の最終取得原価法から移動平均法に変更している。 これによる損益に与える影響は軽微である。 なお、セグメント情報に与える影響は、(セグメント情報)に記載している。</p> <p>(2) 「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用 当第1四半期連結会計期間より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会平成18年5月17日実務対応報告第18号)を適用し、連結決算上必要な修正を行っている。 この結果、従来の方法によった場合に比べて当第1四半期連結会計期間の営業利益は419百万円、経常利益及び税金等調整前四半期純利益は、それぞれ549百万円減少している。 なお、セグメント情報に与える影響は、(セグメント情報)に記載している。</p> <p>(3) リース取引に関する会計基準の適用 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっていたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度に係る四半期連結財務諸表から適用することができることになったことに伴い、当第1四半期連結会計期間からこれらの会計基準等を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっている。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。なお、リース取引開始日が適用初年度前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用している。 これによる損益に与える影響は軽微である。 なお、セグメント情報に与える影響は、(セグメント情報)に記載している。</p>

【簡便な会計処理】

	当第1四半期連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
1 たな卸資産の評価方法	四半期連結会計期間末におけるたな卸高の算出に関して、実地たな卸を省略し前連結会計年度に係る実地たな卸高を基礎として合理的な方法により算定している。
2 原価差異の配賦方法	予定原価を適用しているために原価差異が生じた場合、当該原価差異のたな卸資産と売上原価への配賦を年度決算と比較して簡便的に実施している。
3 固定資産の減価償却費の算定方法	減価償却の方法として定率法を採用している場合に、連結会計年度に係る減価償却費を期間按分して算定している。
4 法人税等の算定方法	法人税等の納付税額の算定に関して、加味する加減算項目や税額控除を重要なものに限定している。

【四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理】

該当事項なし。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

(単位：百万円)

当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
1 有価証券	1 有価証券
-	2,492
その他	その他
218,463	230,174
2 のれん	2 のれん
11,056	12,468
その他	その他
79,332	81,663
3 未払法人税等	3 未払法人税等
29,312	23,154
その他	その他
347,888	332,858
4 資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額	4 資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額
投資その他の資産	投資その他の資産
231	1,370
5 偶発債務	5 偶発債務
保証債務	保証債務
従業員住宅資金借入に対する保証	従業員住宅資金借入に対する保証
24,446	4,917
銀行借入に対する保証	融資債権に係る銀行に対する保証
関西リサイクルシステムズ(株)	4
175	銀行借入に対する保証
小計	関西リサイクルシステムズ(株)
175	200
合計	小計
24,621	200
	合計
	5,121
6 輸出為替手形割引高	6 輸出為替手形割引高
-	31
7 その他	7 その他
TFT液晶事業に関し、公正取引委員会、米国司法省、欧州委員会競争総局等による調査を受けており、また、北米において民事訴訟が提起されている。	同左

(四半期連結損益計算書関係)

(単位：百万円)

当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	
1 販売費及び一般管理費	
主要な費目の内訳	
貸倒引当金繰入額	161
従業員給料及び諸手当	31,034
(うち、賞与引当金繰入額)	(7,131)
研究開発費	13,190
(うち、賞与引当金繰入額)	(1,457)
その他の引当金繰入額	10,802

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

(単位：百万円)

当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年6月30日現在)	
現金及び預金勘定	359,180
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	39,500
現金及び現金同等物の四半期末残高	319,680

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成20年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

1 発行済株式の種類及び総数

普通株式 1,110,699千株

2 自己株式の種類及び株式数

普通株式 10,189千株

3 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)	当第1四半期連結会計期間末残高(百万円)
提出会社	第20回無担保転換社債型新株予約権付社債(平成18年10月17日発行)に付された新株予約権	普通株式	79,018,964	

(注) 1 新株予約権の目的となる株式の数は、当第1四半期連結会計期間末における転換価額で算出される最大整数である。

2 上表の新株予約権は、すべて権利行使可能なものである。

4 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
平成20年6月24日 定時株主総会	普通株式	15,407百万円	14円	平成20年3月31日	平成20年6月25日	利益剰余金

(リース取引関係)

(単位：百万円)

当第1四半期連結会計期間
(自平成20年4月1日
至平成20年6月30日)

リース取引開始日が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度前の連結会計年度に属する場合における、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引について、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っており、シャープファイナンス(株)が当社保有株式の一部譲渡により、連結子会社から持分法適用関連会社となったため、当該取引残高について、前連結会計年度末に比べて著しい変動が認められる。

1 借手側

未経過リース料残高相当額

当第1四半期連結会計期間において記載対象となったリース取引の四半期末残高相当額

1年内	19,905
1年超	40,365
合計	60,270

(注)未経過リース料四半期末残高相当額の算定は、未経過リース料四半期末残高が有形固定資産の四半期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっている。

当第1四半期連結会計期間において記載対象外となったリース取引の前連結会計年度末残高相当額

1年内	100,878
1年超	209,319
合計	310,197

(注)未経過リース料前連結会計年度末残高相当額の算定は、未経過リース料前連結会計年度末残高が有形固定資産の前連結会計年度末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっている。

2 貸手側

(1) リース物件の取得価額、減価償却累計額及び前連結会計年度末残高

当第1四半期連結会計期間において記載対象外となったリース取引の前連結会計年度末残高

	取得価額	減価償却 累計額	前連結会計 年度末残高
機械装置及び運搬具	3,630	1,966	1,664
工具、器具及び備品	124,129	60,254	63,875
その他	2,014	590	1,424
合計	129,773	62,810	66,963

(2) 未経過リース料残高相当額

当第1四半期連結会計期間において記載対象外となったリース取引の前連結会計年度末残高相当額

1年内	105,863
1年超	217,692
合計	323,555

このうち、転貸リース取引に係る貸手側の未経過リース料の前連結会計年度末残高は254,053百万円(うち1年内は83,231百万円)である。

なお、借手側の未経過リース料の残高は概ね同額であり、上記の1借手側未経過リース料残高相当額当第1四半期連結会計期間において記載対象外となったリース取引の前連結会計年度末残高相当額に含まれている。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

	当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)				
	エレクトロ ニクス機器 (百万円)	電子部品等 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高					
(1)外部顧客に対する売上高	484,197	263,678	747,875	-	747,875
(2)セグメント間の内部 売上高又は振替高	876	179,319	180,195	(180,195)	-
計	485,073	442,997	928,070	(180,195)	747,875
営業利益	13,049	23,939	36,988	(562)	36,426

(注) 1 事業区分の方法及び各区分に属する主要な製品の名称

(1) 事業区分の方法

事業区分は、製品の製造及び販売方法の共通性により区分している。

(2) 各区分に属する主要な製品の名称

事業区分	主要製品名
エレクトロニクス機器	液晶カラーテレビ、カラーテレビ、プロジェクター、DVDレコーダー、 ファクシミリ、携帯電話機、冷蔵庫、電子レンジ、エアコン、洗濯機、 空気清浄機、パーソナルコンピュータ、モバイルコミュニケーション端末、 電子辞書、電卓、液晶カラーモニター、静電複合機、 静電複写機等の電子・電気機器
電子部品等	CCD・CMOSイメージャ、液晶用LSI、マイコン、 フラッシュメモリ、複合メモリ、TFT液晶ディスプレイモジュール、 デューティー液晶ディスプレイモジュール、 システム液晶ディスプレイモジュール、太陽電池、衛星放送用部品、 高周波モジュール、半導体レーザ、LED、光ピックアップ、光センサ、 光通信用部品等の電子部品

- 当第1四半期連結会計期間より、「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成18年7月5日 企業会計基準第9号)を適用し、評価基準については原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定している。これによる損益に与える影響は軽微である。
なお、原材料、仕掛品の評価方法については、損益に原材料価格の変動の影響等を適切に反映させ、より適正な期間損益計算を実現させるために、当第1四半期連結会計期間より従来の最終取得原価法から移動平均法に変更している。これによる損益に与える影響は軽微である。
- 当第1四半期連結会計期間より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会 平成18年5月17日 実務対応報告第18号)を適用し、連結決算上必要な修正を行っている。この結果、従来の方法によった場合に比べて当第1四半期連結会計期間の「エレクトロニクス機器」の営業利益は546百万円減少し、「電子部品等」の営業利益は127百万円増加している。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっていたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度に係る四半期連結財務諸表から適用することができることになったことに伴い、当第1四半期連結会計期間からこれらの会計基準等を適用し、通常の売買取引に係る会計処理を行っている。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。なお、リース取引開始日が適用初年度前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用している。これによる損益に与える影響は軽微である。
- 従来、連結子会社であったシャープファイナンス(株)は、当社が保有する同社株式の一部を芙蓉総合リース(株)に譲渡したことに伴い、当第1四半期連結会計期間より持分法適用関連会社となっている。なお、前連結会計年度末において、シャープファイナンス(株)の資産は、「電子部品等」に195,530百万円、「消去又は全社」に11,790百万円それぞれ含まれている。

【所在地別セグメント情報】

	当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)							
	日本 (百万円)	米州 (百万円)	欧州 (百万円)	中国 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高								
(1)外部顧客に対する売上高	438,549	112,979	118,822	41,757	35,768	747,875	-	747,875
(2)セグメント間の内部売上高又は振替高	222,195	1,836	697	105,339	43,448	373,515	(373,515)	-
計	660,744	114,815	119,519	147,096	79,216	1,121,390	(373,515)	747,875
営業利益	32,927	1,723	633	2,055	920	38,258	(1,832)	36,426

- (注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっている。
 2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域
 (1) 米州.....米国、カナダ
 (2) 欧州.....ドイツ、イギリス、イタリア、フランス、スペイン
 (3) その他.....アジア、中近東、大洋州
 3 当第1四半期連結会計期間より、「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成18年7月5日 企業会計基準第9号)を適用し、評価基準については原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定している。これによる損益に与える影響は軽微である。
 なお、原材料、仕掛品の評価方法については、損益に原材料価格の変動の影響等を適切に反映させ、より適正な期間損益計算を実現させるために、当第1四半期連結会計期間より従来の最終取得原価法から移動平均法に変更している。これによる損益に与える影響は軽微である。
 4 当第1四半期連結会計期間より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会 平成18年5月17日 実務対応報告第18号)を適用し、連結決算上必要な修正を行っている。この結果、従来の方法によった場合に比べて当第1四半期連結会計期間の「米州」の営業利益は575百万円減少し、「欧州」の営業利益は68百万円増加し、「中国」の営業利益は97百万円増加し、「その他」の営業利益は9百万円減少している。
 5 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっていたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度に係る四半期連結財務諸表から適用することができることになったことに伴い、当第1四半期連結会計期間からこれらの会計基準等を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっている。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。なお、リース取引開始日が適用初年度前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用している。これによる損益に与える影響は軽微である。

【海外売上高】

	当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)				
	米州	欧州	中国	その他	計
海外売上高(百万円)	128,983	128,210	95,660	53,781	406,634
連結売上高(百万円)					747,875
連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	17.3	17.1	12.8	7.2	54.4

(注) 1 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高である。

2 国又は地域の区分は、地理的近接度によっている。

3 各区分に属する主な国又は地域

(1) 米州.....米国、カナダ、中南米

(2) 欧州.....ドイツ、イギリス、イタリア、フランス、スペイン

(3) その他.....アジア、中近東、大洋州、アフリカ

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)		前連結会計年度末 (平成20年3月31日)	
1株当たり純資産額	1,141円75銭	1株当たり純資産額	1,119円09銭

2. 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益

当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	
1株当たり四半期純利益	22円62銭
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	21円11銭

(注) 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりである。

	当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益	
四半期純利益(百万円)	24,890
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	24,890
普通株式の期中平均株式数(千株)	1,100,516
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	
四半期純利益調整額(百万円)	5
(うち社債発行費償却等(税額相当額控除後) (百万円))	(5)
普通株式増加数(千株)	79,018
(うち新株予約権付社債(千株))	(79,018)

(重要な後発事象)

該当事項なし。

2【その他】

該当事項なし。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年 8月12日

シャープ株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 園 木 宏 印

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 北 山 久 恵 印

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 三 浦 洋 印

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 公 江 祐 輔 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているシャープ株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、シャープ株式会社及び連結子会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更に記載されているとおり、当第1四半期連結会計期間より、「棚卸資産の評価に関する会計基準」を適用し、評価基準については原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管している。
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていない。